

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 379 号 / R2. 12. 15 発行

◆持続化給付金は会議所で申請できます 令和3年1月15日(金)締め切り！

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で50%以上減少していませんか？対象になるのか分からない、申請方法が分からない…⇒そんな時はお気軽にお電話ください！～

【給付上限】 法人企業：200万円 個人事業主：100万円

【算定方法】 前年の総売り上げ（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

【事前準備いただく書類等】

① 法人企業の場合

- 確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
- 法人名義の口座通帳

② 個人事業者等の場合

- 確定申告書第一表の控え、決算書等
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
- 申請者本人名義の口座通帳 ▪ 本人確認書類



(注) 確定申告書の控に税務署の收受日付印（e-Taxの場合は受信通知）が無い場合は、税務署発行の納税証明書が必要ですのでご注意ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本、明間）まで。

◆新潟県事業継続応援金のご案内

新潟県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、県制度融資の借入れを行い、事業継続に取り組む事業者で、9月以降なお売上高減少が続いている方に対して、4年目分利子相当額を応援金として支給します。

【支給対象者】

「新型コロナウイルス感染症対応資金」を3年間実質無利子で、3年を超えて借入れし、本応援金を申請する月の直近2か月連続の売上高が前年比30%以上減少している方

【支給額】 借入4年目分利子相当額の全額

【申請方法】 融資を受けた金融機関から申請書類の確認を受け、金融機関に提出

【申請締切】 令和3年2月19日（金）

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本、明間）まで。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した方へ

令和3年度固定資産税・都市計画税軽減のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少された中小企業者、個人事業主に
対して、所定の手続きにより、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に
係る固定資産税・都市計画税が軽減されます。

【対象となる方】

※次の3つ全てに該当する中小事業者・個人事業主

① 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の期間(対象期間)の事業収入が、
前年同月期間比で30%以上減少していること。

※事業収入には、持続化給付金や雇用調整助成金など事業外収入は含みません。

② 法人の場合…資本金の額または出資金額が1億円以下で、大企業の子会社でないこと。
資本金または出資を有しない法人のうち従業員が1,000人以下。

個人の場合…常時使用する従業員が1,000人以下。

③ 事業者名義(個人の場合は事業主名義)の償却資産や事業用家屋を所有していること(自
宅の一部を事業用を使用している場合も含まれます)。

【軽減の内容】

償却資産及び事業用家屋(店舗・事務所・工場・倉庫など)の固定資産税を下記の区分
で軽減します。※土地は軽減対象外です。

減少率 30%以上50%未満

1/2 軽減

減少率 50%以上

全額減免

【必要書類】

① 事業収入の減少を証明する書類(会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写し等)
※令和元年と令和2年分が必要です。

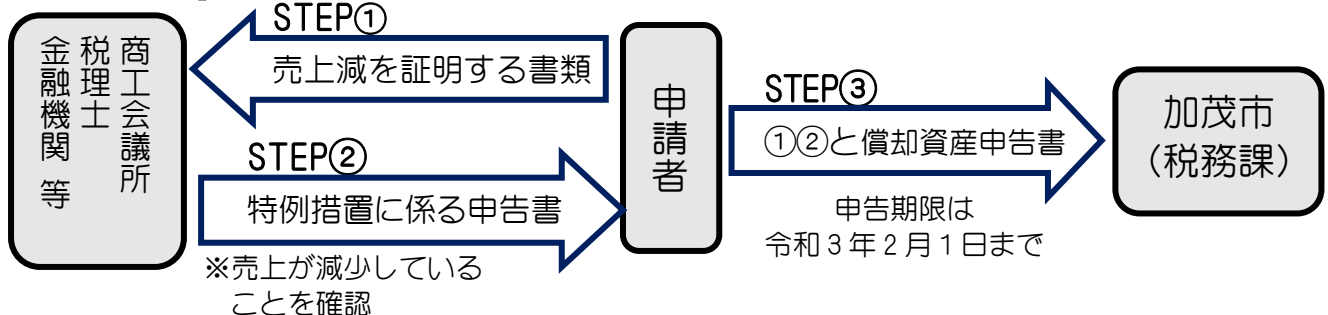
② 特例措置に係る申告書(会議所、税理士、金融機関等が発行します)

③ 令和3年度償却資産申告書、種類別明細書(償却資産について申告する場合)

※事業用家屋について申告する場合

- ・ 特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色決算申告書、収支内訳書の写し等)
- ・ 特例対象資産一覧

【手続きの流れ】



【申告期限】

令和3年2月1日(月)までに加茂市税務課 資産税係(TEL:52-0080)へ申告してください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/山本、明間)まで。

◆加茂市新型コロナ経済対策…申請はお早めに

○三密対策支援金～12/28 締切

県の三密対策支援金の対象にならなかった事業所を対象に、新型コロナウイルス感染防止のために必要な衛生設備の導入及び衛生用品の購入等にかかった経費を補助。

【補助金額】 5万円(下限)～20万円(上限) ※自己負担なし、消費税は対象外

【申請締切】 令和2年12月28日(月)まで

○新規市場開拓支援事業補助金

新たな販路を開拓するための展示会等(インターネットサイト可)への出展経費またはHP作成等の経費に対する補助(4月～12月までに実施したもの)。

【補助金額】 上限金額…中小企業者20万円、協同組合…160万円

※補助率4/5、消費税は対象外

【申請締切】 令和3年1月29日(金)まで

○事業継続緊急支援金…持続化給付金を受給された方が対象

①家賃補助金(賃貸の事業者)

建物等の賃貸借契約に基づく賃借料の2カ月分(4・5月分)を補助。

②上下水道料金相当額の補助(自己店舗所有事業者)

上下水道料金の4月または5月請求分を補助。

【対象者】 国の持続化給付金受給者 ※市税上下水道料金の未納がないこと

【補助金額】 上限金額…10万円 ※消費税は対象外

【申請締切】 令和3年2月26日(金)まで

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本、明間) まで

◆融資、助成金詐欺が多発！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、日本政策金融公庫や各金融機関等が中小企業の資金繰り支援を強化しているなか、融資や助成金の受給に係る詐欺行為が増えています。

「融資します」「受給が決定しました」等のFAXやメールには注意が必要です。保証料や審査料等という名目で金銭を騙し取られるケースが疑われます。

怪しいと思ったら「無視」することが一番です。

何かありましたら、当商工会議所 TEL:52-1740 までご連絡ください。



◆商工会議所年末年始業務休業のお知らせ

12月29日(火)から1月3日(日)まで業務を休業させていただきます。1月4日(月)から通常業務を行います。なお、自動車共済にご加入の方で事故が発生した場合は、誠に恐れ入りますが、共済本部事故処理センターが24時間体制で受け付けていますのでご連絡ください。

『休日緊急事故処理センター』 関東自動車共済(協)

TEL : 0120-89-8819 (フリーダイヤル)